電 力 情 報 NO.64

平成26年2月26日東 北 電 カ ㈱

平成26年度の太陽光発電促進付加金に係わる認可申請等について

当社は、「太陽光発電の余剰電力買取制度^(注1)」による買取費用をお客さまからご負担いただくにあたり、小売規制部門のお客さまにおいて平成 26 年度の電気料金に適用する「太陽光発電促進付加金単価」等を規定した「供給約款等以外の供給条件」を定め、本日、電気事業法第 21 条第1項ただし書きの規定に基づき経済産業大臣に認可申請をいたしました。

また、あわせて、同様に託送供給において平成 26 年度に適用する「太陽光発電促進付加金単価」等を規定した「託送供給約款以外の供給条件」の特例承認申請を行いました。

本日の認可申請および特例承認申請における「平成 26 年度の太陽光発電促進付加金単価」は、経済産業省告示に基づき算定した結果、従量制供給では以下のとおりとなっております (注2)。

	平成26年度 ^{*1} 【今回申請】		平成25年度 【現行適用】
電気料金の適用月分	H 26/4	H 26/5~ H 26/9*2	H 25/5~ H 26/3
太陽光発電促進付加金単価 ^{※3} (従量電灯の平均的なモデルへの影響額 ^{※4})	4銭/kWh	5銭/kWh	4銭/kWh
	(11円/月)	(14円/月)	(11円/月)

※1 平成26年4月分には平成25年度単価を据え置きで適用いたします。改正消費税では経過措置期間が定められており、太陽光発電促進付加金単価も電気料金単価同様に、原則として平成26年5月分から新税率が適用になります。

なお、新税率施行日前からの継続契約である3月使用分を含む太陽光発電促進付加金については、旧税率 (5%)が適用されます。

- ※2 太陽光発電促進付加金の適用期間は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」 の施行に伴い、国の告示により、平成26年9月分で終了となります。
- ※3 消費税等相当額を含みます。
- ※4 従量電灯の平均的なモデル(契約電流30A、使用電力量280 kWh)により算定しております。

なお、太陽光発電促進付加金の概要は、別紙のとおりです。

(注1) 平成21年8月に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(いわゆる「エネルギー供給構造高度化法」)等に基づき国が導入した制度であり、同年11月より平成24年6月まで当該制度に基づき太陽光発電(余剰電力)の買取を行っておりました。なお、平成24年7月からは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(いわゆる「再生可能エネルギー特別措置法」)に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により買取を行っております。

(注2) 定額制供給におきましても、「供給約款等以外の供給条件」に基づき太陽光発電促進付加金をご負担いただきます。

以上

太陽光発電促進付加金の概要

1. 太陽光発電促進付加金とは

現在の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」以前に国が導入していた「太陽光発電の余剰電力買取制度^(注1)」に基づくもので、この制度は、太陽光発電の余剰電力を電力会社に対して「固定価格」で買い取るよう義務付ける一方、買取に要した費用については、「電気を使用される全てのお客さま」から電気料金の一部としてご負担いただくものです。

このお客さまにご負担いただく金額を「太陽光発電促進付加金」といいます。

(注1) 平成21年8月に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用 及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(いわゆる「エネルギー供給 構造高度化法」)等に基づき国が導入した制度であり、同年11月より「再生可能エネル ギーの固定価格買取制度」に切り替えられた平成24年6月まで当該制度に基づき太陽光 発電(余剰電力)の買取を行っておりました。

2. 対象お客さま

規制部門 (注2) ならびに自由化部門 (注3) の「電気を使用される全てのお客さま」 にご負担いただきます。

- (注2) 住宅、商店、事務所、小規模工場等で、低圧で受電されているお客さま
- (注3) 事務所ビル、商業施設、工場等で、高圧または特別高圧で受電されているお客さま

3. 太陽光発電促進付加金のご負担について

太陽光発電の買取に要した費用を、「太陽光発電促進付加金」として、電気のご 使用量に応じてご負担いただきます (注4)。

(従量制供給の場合)

毎月の電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (燃料費調整額を含む) + 太陽光発電促進付加金

ご使用量 × 太陽光発電促進付加金単価(年度毎に設定)

※基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、太陽光発電促進付加金に はそれぞれ消費税等相当額を含みます。

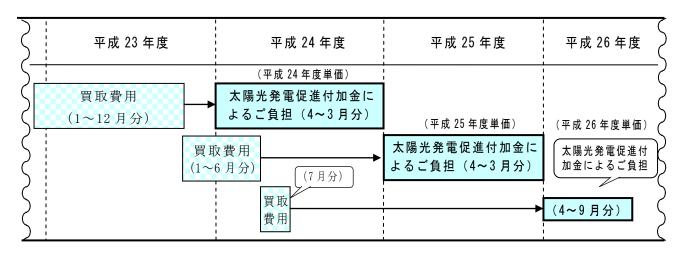
(注4) 定額制供給のご契約につきましても、従量制供給に準じてご負担いただきます。

4. 太陽光発電促進付加金単価について

太陽光発電促進付加金単価は、実績の買取費用を翌年度にご負担いただくものとして、毎年、経済産業省告示に基づき算定のうえ、経済産業大臣の認可を受け決定となります。

なお、「太陽光発電の余剰電力買取制度」による買取は平成24年6月(平成24

年7月分)までで終了しており、平成26年度は、経済産業省告示に基づき、平成24年7月分の買取費用をご負担いただきます。



5. 平成26年度の太陽光発電促進付加金単価(申請)

平成26年度の太陽光発電促進付加金単価(申請)は、経済産業省告示に基づき 平成26年4月分に適用する単価は平成25年度単価を据え置きとし、平成26年 5月分から平成26年9月分に適用する単価は以下のとおり算定いたしました。

平成 26 年度の 太陽光発電促進付加金 単価 (申請) (消費税等相当額を含む)	平成 26 年 4 月分	4 銭/kWh (平成 25 年度単価据置き)
	平成 26 年 5 月分 ~平成 26 年 9 月分	5 銭/kWh

≪平成 26 年 5 月分から平成 26 年 9 月分に適用する太陽光発電促進付加金単価の算定方法≫ ………

平成 26 年 5 月~平成 26 年 9 月の総需要電力量の計画値

= 5銭/kWh (銭/kWh 未満の端数切捨て)

消費税等相当額を加味

太陽光発電促進付加金単価[5銭/kWh] (消費税等相当額を含む)

- (注5) 太陽光発電の実績買取費用から「太陽光発電の買取によって支出を免れる燃料費等の 回避可能費用」等を控除し、事業税等相当額を加味したもの
- (注6) 単価の端数切捨てや総需要電力量の計画と実績の差による過年度回収過不足額

以上